

日の出町通学路等交通安全プログラム
～通学路等の交通安全確保に関する取組の方針～

令和5年4月

日の出町教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年度以降、全国各地で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生しました。これらの事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁は連盟で、通学路の緊急合同点検の実施および通学路における交通安全を一層確実に確保に向けた取り組みを行うよう通達等が示されました。

日の出町においては、以前から町立小中学校（以下「学校」という。）においてPTAが主体となり、学区域内通学路等危険箇所点検が毎年実施されており、「通学路等危険箇所改善要望書」（以下「要望書」という。）として教育委員会に提出されています。

それを受け、教育委員会では道路管理者、交通管理者（警察）等の関係機関へ情報提供し、各関係機関において対策を検討・実施後、その内容を回答書として各PTAに報告しています。

通学路等における交通安全のさらなる確保に向けた取り組みを確実にするために、関係機関等と連携・協力し、計画的、継続的に実施することを目的として「日の出町通学路等交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関と連携し、児童・生徒が安全に通学できるように通学路等の安全確保を図っていきます。

2 日の出町通学路等安全推進連絡会の設置

通学路等の安全確保に向けて関係機関の連携を図るため、「日の出町通学路等安全推進連絡会」を設置し、以下の機関から指名された者を構成員とする。

- ・ 学校
- ・ 学校PTA
- ・ 五日市警察署
- ・ 道路管理機関（西多摩建設事務所、日の出町建設課）
- ・ 日の出町関係部局（生活安全安心課等）
- ・ 日の出町教育委員会学校教育課

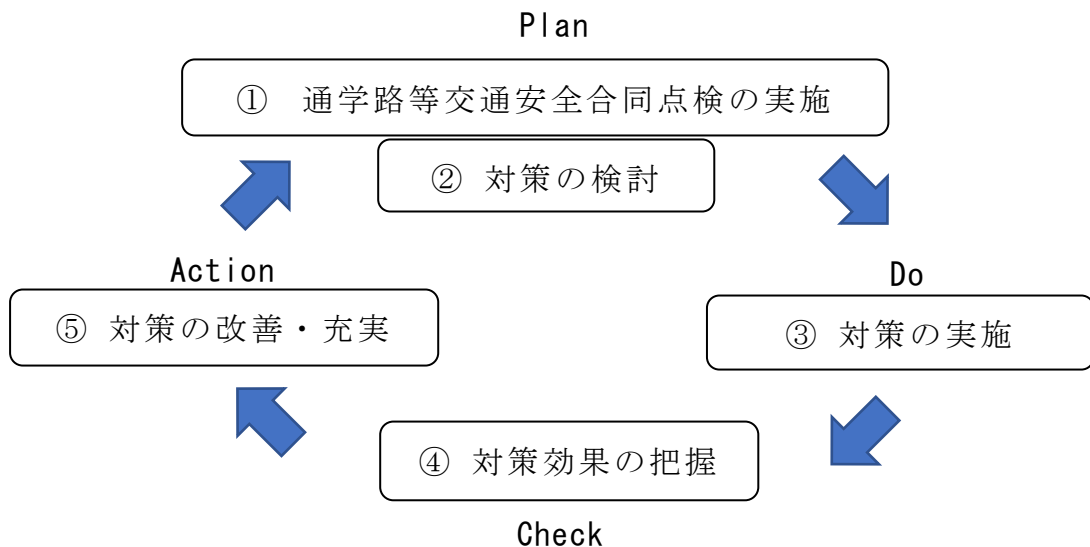
3 通学路等の交通安全確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確実に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付）に基づき、継続的に通学路等の安全を確保するため、取組の効果的・効率的な実施を図る。

※通学路とは、児童・生徒が安全に通学するために利用すべき道路として、学校長が指定するものである。本町においては、学校が通学路を指定せず、保護者の届け出をもって児童・生徒が通学する道路として、通学路等としている。

《通学路等交通安全確保のためのPDCAサイクル》



(2) 定期的な点検の実施

① 学校における通学路等危険箇所点検の実施

- ・学校において、PTA等の学校関係者と年1回程度、通学路等の危険箇所点検を実施する。この点検により、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出する。
- ・学校は通学路等危険箇所点検後、「通学路等危険箇所調書」等（以下「調書」という。）を作成し、教育委員会へ提出する。作

- 成にあたり、通学路図を活用し、写真での記録などの工夫をする。また、調書は、通学路等合同点検の際に使用することとし、合同点検実施まで学校、教育委員会において保管する。
- ・危険箇所の抽出にあたっては、地域の実情に応じて、次の「通学路等危険箇所の把握・抽出にあたっての観点」を参考にして行う。

【通学路等危険箇所の把握・抽出にあたっての観点】

1 危険・要注意箇所があるか
<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅がせまい ・見通しが悪い ・人通りが少ない ・人が身を隠しやすい場所が近くにある ・大型車が頻繁に通る など
2 通学路の交通安全が確保されているか
<ul style="list-style-type: none"> ・歩車道が区別され、防護設備（ガードレール、ポール等）の設置がある ・信号機（歩行者用含む）、横断歩道が適切に設置されている ・交通規制が適切に行われている ・通学路の標識が適切な箇所に設置されている など
3 交通ルールが守られているか
<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制が守られている（例：車両通行禁止の規制が守られている） ・駐車違反がない ・歩道に障害物（放置自転車等）がない など

②関係機関による合同点検の実施

日の出町通学路等における合同点検実施要領に基づき以下のとおり実施する。

- ・実施時期

定期的または必要に応じて実施する。また、実施にあたり日の出町教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）が調整を行う。
- ・実施方法

効率的、効果的に合同点検を行うため、学校から提出のあった調書に基づき実施する。

- ・ 合同点検の体制

日の出町通学路等安全推進連絡会構成員により実施する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から、対策が必要なことが明らかとなった箇所については、道路の整備や防護柵設置等のハード対策、交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策が必要な箇所に応じて学校教育課で取りまとめ、日の出町通学路等安全推進連絡会で報告・協議する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたり、円滑に進むよう関係機関が連携を図る。

(5) 対策効果の進捗状況および把握

対策の進捗状況について把握するとともに、対策実施により期待した効果が上がっているかの確認のため、学校からの対策効果の把握を行う。

4 通学路等交通安全合同点検結果の公表

点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、ホームページ等で公表する。

